提案基準 10

神社仏閣及び納骨堂等

市街化調整区域に神社仏閣及び納骨堂を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 当該申請に係る建築物の建築は、原則として宗教法人法第2条に定める宗教団体が行うものであること。なお、第3項に定める建築物については、集落、町内会等地域的な公共団体を含む。
- 2 当該建築物は、本殿、拝殿、本堂、会堂等宗教的教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化 育成することを目的とするものであること。ただし、宗教法人等が行う公益事業その他の事業の用 に供する建築物及び参拝者等のための宿泊施設は含まないものであること。
- 3 前項に定めるほか、当該建築物は当該開発区域の周辺地域における住民の信仰対象として歴史的 に深いつながりがあったもの、又は当該市街化調整区域に居住する者の信仰のうえから宗教的儀式 を行うため若しくは信者を教化育成するために建築される社・庚申堂、地蔵堂等の建築物であるこ と。
- 4 政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域 (災害の防止その他の事情を考慮して安全上支障がないと認められる区域を除く。) を含まないこと。

留 意 点

- 1 基準の内容2及び3の信者については、当該市街化調整区域内に居住することを原則とするが、 その区域境界より市街化区域へ概ね1キロメートル程度までは考慮することができる。
- 2 本基準において、当該建築物には、庫裏、社務所、法事等を行うための休息施設、その他宗教 上必要な付属施設を含むものとする。
- 3 基準の内容2の「…儀式行事を行い及び信者を教化育成する…」及び基準の内容3の「…当該 市街化調整区域に居住する者の信仰のうえから…信者を教化育成するため建築される…」の扱い は次による。
- (1) 宗教活動の実績について
 - 当該地域社会の宗教活動の実績に基づき設置される宗教活動上の施設を対象としたものであり、新たな拠点としてこれから宗教活動を行うものは対象としない。
- (2) 当該地域社会とのつながりについて 神社仏閣のすべてを認めるということではなく、当該市街化調整区域を中心とした地域社 会の日常の宗教的生活に関連した施設を対象とする。
- 4 基準の内容4については、「提案基準(共通)災害危険区域等に係る取扱い」を参照すること。